



2025年12月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A B E J A  
代 表 者 名 代表取締役CEO 岡田 陽介  
(コード番号: 5574 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取締役CFO 英 一 樹  
(TEL. 03-6387-9222)

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2025年12月16日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年1月14日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 4,257株
(3) 発行価額	1株につき 2,679円
(4) 発行総額	11,404,503円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役(社外取締役を除く) 4名 3,524株 当社の執行役員 2名 733株

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2025年10月24日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)及び執行役員(以下「対象取締役等」と総称します。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2025年11月26日開催の第13回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額45,000千円以内の金銭債権を支給し、年25,000株以内の当社の普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とな

らない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役等との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約書（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

今回は、報酬委員会の答申を踏まえたうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭債権合計11,404,503円（以下「本金錢債権」といいます。）、普通株式4,257株を付与することといたしました。本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を3年としております。また、本新株式発行による希薄化の規模は、2025年12月15日現在の発行済株式総数9,910,300株に対し、0.04%（小数点以下第3位を四捨五入）と株主の皆様への影響は軽微であり、対象取締役等に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブ付与を目的とする本制度の趣旨等も含め総合的に勘案し、合理的であると考えております。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等6名が当社に対する本金錢債権の全部を現物出資財産として払い込み、本割当株式について割当てを受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象取締役等との間で締結される本割当契約の概要は、下記3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### （1）譲渡制限期間

2026年1月14日～2029年1月14日

#### （2）譲渡制限の解除

①対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とします。以下総称して「当社グループ」といいます。）の取締役、監査役、執行役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。ただし、譲渡制限期間中において、対象取締役等の休業又は休職（当社グループの責に帰すべき事由によるものを除きます。以下同じ。）の期間があった場合は、下記③（i）に定める数に、下記③（ii）に定める数を乗じた結果得られる数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除します。

②上記①にかかわらず、譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了、定年又は死亡その他の正当な事由（対象取締役等の自己都合によるものはこれに含みません。以下同じ。）により、当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、下記③（i）に定める数に、下記③（iii）に定める数を乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）について、当該退任又は退職の直後の時点で譲渡制限を解除します。

③上記①及び②にかかわらず、譲渡制限期間中に、対象取締役等の自己都合によって当社グループの取締役、監査役、執行役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合であって、譲渡制限期間中において任期の定めのある地位に在任し、当該地位の任期満了まで務めた期間があったときは、次の（i）に定める数に、次の（iv）に定める数を乗じた結果得られる数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）について当該退任又は退職の直後の時点で譲渡制限を解除します。ただし、譲渡制限期間中において複数の任期の定めのある地位に在任した場合、譲渡制限の解除の計算において、重なる在任期間にについては重複して取り扱わないものとします。また、在任した地位の任期が1年を超える場合は、みなしの任期満了日を設定するものとし、当該地位の就任日の1年毎の応当日の前日を任期満了日とみなします。なお、当該地位の就任を当社グループの株主総会における承認を前提とする地位においては、当該地位の就任日の直後に開催される

当該当社グループの定時株主総会の開催日を任期満了日とみなすものとし、以後も同様とします。

- (i) 譲渡制限期間の満了時点若しくは対象取締役等の退任又は退職時点において対象取締役等が保有する本割当株式数
- (ii) 2025年12月から譲渡制限期間の満了日を含む月までの月数より対象取締役等の休業又は休職の開始日を含む月から対象取締役等の休業又は休職の終了日を含む月までの月数を減じた数を36で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とします。）
- (iii) 2025年12月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数より対象取締役等の休業又は対象取締役等の休職の開始日を含む月から休業又は休職の終了日を含む月までの月数を減じた数を36で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とします。）
- (iv) 2025年12月又は任期の定めのある地位への就任日を含む月の翌月いずれか遅い月から対象取締役等の当該地位の退任又は辞任の日の直前の任期満了日（当該退任又は辞任の日が任期満了日と同日の場合はその日。）を含む月までの月数より対象取締役等の休業又は対象取締役等の休職の開始日を含む月から休業又は休職の終了日を含む月までの月数を減じた数を36で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とします。）

#### (3) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得します。

#### (4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、2025年12月から当該承認の日を含む月までの月数より対象取締役等の休業又は休職の開始日を含む月から休業又は休職の終了日を含む月までの月数を減じた数を36で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。

#### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関する野村證券株式会社との間において契約を締結しております。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものといたします。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第14期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるもので、発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年12月15日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である2,679円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上